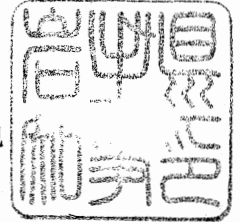


水振第 165 号

令和 7 年 5 月 21 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 亙理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 7 管理年度における岩手県の特水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 4 項の規定により、農林水産大臣からまさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第 16 条第 1 項に基づき知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課
資源管理担当 鈴木

Tel：019-629-5815

Fax：019-629-5824

E-mail：hiro-suzu@pref.iwate.jp

(案)

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの期間をいう。）
における岩手県の特特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
まさば及びご まさば太平洋 系群	全ての漁業	左記漁業がまさ ば及びごまさば 太平洋系群の採 捕を行う全ての 水域	漁獲量の総量	5,510 トン	290 トン （5％）を 県の留保と する
まだら本州太 平洋北部系群	全ての漁業	左記漁業がまだ ら本州太平洋北 部系群の採捕を 行う全ての水域	漁獲量の総量	試行水準	